

国民健康保険の事務処理システムに係る共同利用について

参考資料

○ 保険者努力支援制度での評価や特別調整交付金の交付条件においては、都道府県内の複数の市町村が協定等を締結して^{※1}市町村事務処理標準システム等の調達・運用・保守を共同して行うことを、共同利用という。

No	概要	Web/APサーバ、NW機器 ^{※2}	ハッチサーバ	DBサーバ	機器の保守	イメージ ^{※3}	保険者努力 ^{※4}	特調 ^{※5}
1	DBサーバも共同利用	共同運用	共同運用	共同運用	共同保守 (必須)	<p>(市町村別に仮想環境を構築) DBサーバ</p> <p>(市町村別に仮想環境を構築) ハッチサーバ、Web/APサーバ</p> <p>NW</p> <p>市町村 PC プリンタ</p>	○	○ ※6
2	DBサーバ以外を共同利用	共同運用	共同運用	ラック等に個々の市町村のサーバを収納	共同保守 (必須)	<p>(市町村別に仮想環境を構築) DBサーバ(ハッチサーバ)</p> <p>ハッチサーバ(Webサーバ)、Web/APサーバ</p> <p>NW</p> <p>市町村 PC プリンタ</p>	○	×
	ハッチサーバ以外を共同利用	共同運用	ラック等に個々の市町村のサーバを収納	共同運用		<p>(市町村別に仮想環境を構築) DBサーバ</p> <p>ハッチサーバ</p> <p>Web/APサーバ</p> <p>NW</p> <p>市町村 PC プリンタ</p>	○	×
3	Web/APサーバ、NW機器を共同利用	共同運用	ラック等に個々の市町村のサーバを収納	ラック等に個々の市町村のサーバを収納	共同保守 (必須)	<p>(市町村別に仮想環境を構築) DBサーバ</p> <p>ハッチサーバ</p> <p>Web/APサーバ</p> <p>NW</p> <p>市町村 PC プリンタ</p>	○	×
4	保守のみ共同利用	データセンタ等に個々に設置	データセンタ等に個々に設置	データセンタ等に個々に設置	共同保守	<p>全てのサーバ</p> <p>NW</p> <p>市町村 PC プリンタ</p>	×	×

※1 都道府県・市町村及び関係機関の連携により自治体クラウドの推進を図ることを目的に設立された自治体クラウドグループ、システムベンダ及び市町村で3者契約を締結した場合や、協定等を締結した場合と同等の費用縮減効果を得られることが客観的な資料等によって確認できる場合を含む。

※2 NW機器とは、レイヤスイッチ、ファイアウォール、専用回線などのネットワーク環境構築のための機器をいう。
Web/APサーバの基本的な共同利用形態は、「同一環境を市町村ごとに仮想化して区分し、それぞれに市町村事務処理標準システム等の同一APを導入すること」を想定している。
なお、同一環境を市町村ごとに仮想化して異なるAPを導入することも技術的に可能であり、パブリッククラウドでは同一環境のリソースを切り分け、別のAPを実装する例がある。
また、同一環境を仮想化せずに一つのAPを複数の市町村で共同利用することも技術的には可能であるが、他市町村からのアクセス制御等の開発が必要となる。

※3 データセンタ等とは、データセンタや、クラウドベンダ又は国保連合会が提供する機器の設置場所をいう。なお、設置場所が、都道府県内であるかどうかは問わない。

※4 市町村事務処理標準システムにおいて導入を必須としている基本機能(資格管理、賦課及び宛名管理等)及び市町村事務処理標準システム以外のシステムにおいて同機能に相当する機能を担うシステムの共同利用を対象とし、国保連への業務の共同委託や、事業報告等の付随業務に係るデータのみ共同利用しているものは対象としない。

※5 市町村事務処理標準システムの機器の初期費用等について特別調整交付金の対象(最大2分の1)となるかを表している。

※6 クラウドベンダを介さずに国保連等が代表者となって複数市町村から委託を受けて運用する場合であっても、特調の対象条件である「クラウド構成」として取扱う。